

久喜市緑の基本計画 概要版

第1章 緑の基本計画について

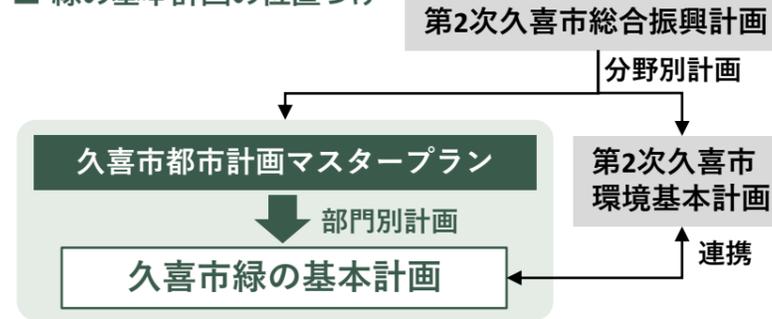
① 緑の基本計画とは

緑の基本計画は、「市町村の緑地の保全および緑化の推進に関する基本計画(都市緑地法第4条)」として、規定された計画です。

② 計画の位置づけ

本計画は、「久喜市総合振興計画」と「久喜市都市計画マスタープラン」を上位計画とし、「久喜市都市計画マスタープラン」で位置づけられる基本理念「市民の力で魅力ある文化田園都市づくり」を具体化する部門別計画の1つとなっています。また、「久喜市環境基本計画」を関連計画とし、施策や取組において連携を図っていきます。

■ 緑の基本計画の位置づけ



③ 計画期間

計画期間は令和7年度から令和16年度までの10年間とし、水と緑のまちづくりを具体的に進めていきます。

第2章 久喜市の緑に関する特性と課題

情勢 改正・社会

- 都市緑地法等の改正
- SDGsへの対応
- 生物多様性への配慮
- グリーンインフラやカーボンニュートラルの推進

- 緑の保全や緑化の取組に向けての市民、事業者、行政による協働の推進
- 緑地や農地、水辺などの緑が有する多様な機能をグリーンインフラとして活用

特性 本市の緑の

- 宅地開発や工業立地等による緑被率減少
- まとまった樹林地や農地の減少
- 希少な植物群落は衰退傾向
- 一人当たりの都市公園面積は、全国平均以下

- 現存する樹木・樹林の保全による生物多様性の確保
- 希少な植物群落が育成する河川や池沼、水田などの湿地帯の保全
- 身近な公園の適正配置

市民ニーズ

- 「現在ある公園の施設内容や管理の充実」を重視
- 家庭で花や木を育てる、野菜を作るニーズが高い
- 市の取組認知度は低いが、ボランティアニーズは一定程度あり

- 現在ある緑の適正管理と質の高い空間づくり
- 緑のまちづくりに向けた取組のPR充実
- 市民が自分たちでできる取組の支援やボランティアとして活動できる場づくり

の検証 前回計画

- 新型コロナウイルス感染症の蔓延防止の対応などにより、多くの取組へ影響
- 緑地所有者の代替わりやボランティアの高齢化により取組が低迷

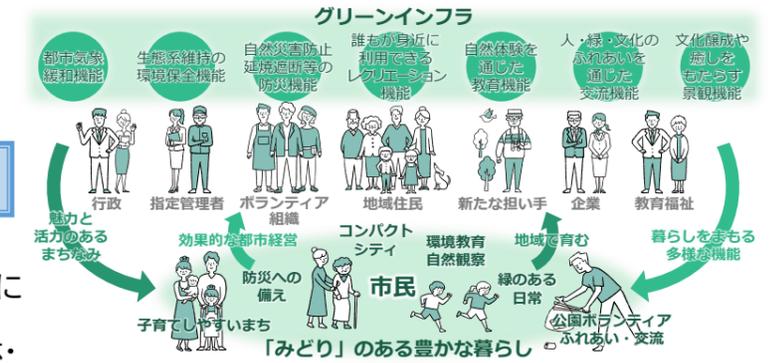
- 新型コロナウイルス感染症の流行を契機としたオープンスペースの充実
- 緑地の保全や緑化の推進を担うボランティアなどの育成強化

第3章 基本理念と将来像

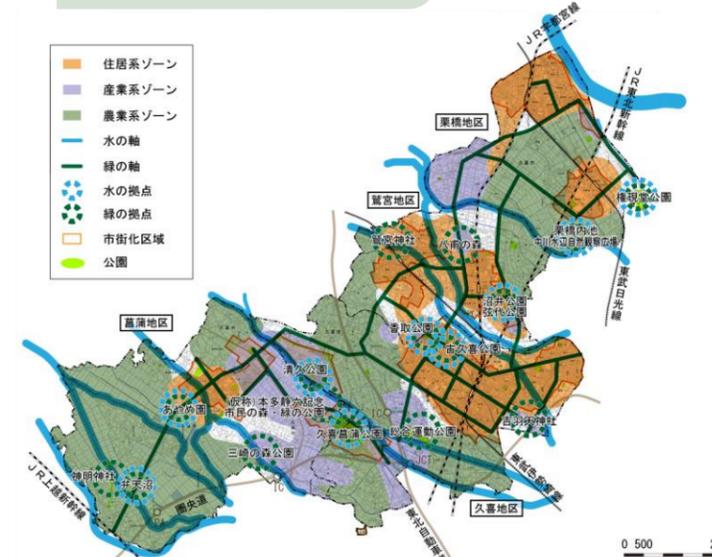
基本理念

水と緑が織りなす環境共創都市 くさ

第2次久喜市総合振興計画で掲げる「協働・共創のまちづくり」の視点を大切にしながら、本市が有する豊富な水資源(河川・用水路など)と地域固有の屋敷林・社寺林を持つ田園と調和した都市を未来に引き継ぐため、行政と市民が共創した取組により、みどりのある豊かな暮らしを実現することを目指します。



水と緑の将来像



計画目標

基本方針	指標	基準値(R5)	計画目標(R16)
まもる	市全域の緑被率	57.2%	57.2%
	保存樹林地数(累計)	6か所	6か所以上
	保存樹木数(累計)	191本	191本以上
ふやす つなぐ	自然環境保全地区の指定数(累計)	6か所	6か所
	市民一人当たりの都市公園面積	7.4㎡/人	8.9㎡/人
	生垣設置による助成延長(累計)	2,537m	2,592m
そだてる	市が行っている緑化の取組を知らない人の割合	平均65%	平均50%以下
	緑の推進員人数	10名	17名
	公園の地元管理団体数	118団体*	127団体
	地元管理公園数	155か所*	167か所

第4章 緑地の保全と緑化の推進に向けた施策展開

方針別の施策展開



重点施策

市民などと協働の取組を充実・強化していくため、左記の施策のうち直接的な取組効果が高く、協働の取組を波及していく取組を重点施策として設定し、先導的に取り組んでいきます。

①: 樹木・樹林の保存

緑豊かな住み良い環境づくりに寄与することを目的とし、樹木および樹林の指定と、その適切な維持管理を図るための奨励金制度を活用して、樹木・樹林の保存を今後とも行っていきます。

②: (仮称)本多静六記念 市民の森・緑の公園の整備

公園は、本市出身で「日本の公園の父」と称される本多静六博士の理念を踏まえ、緑豊かで市民の憩いの場を創出することを目的に整備し、さらに、隣接する新ごみ処理施設および余熱利用施設と一体的に整備することにより、一つの場所でいくつもの楽しみを体験できる新たな賑わいの場を創出します。

③: 苗木の配布

市民ニーズから浮き彫りになった「家庭で花や木を育てる」取組を支援するため、苗木の配布の充実を図ります。

④: 緑化推進の情報提供

これまでも実施してきた市HPや広報紙への掲載、SNSへの投稿などは引き続き実施するものとします。また、イベントのブース出展やQRコードを用いた情報発信など緑化に関する新たな情報提供手法についても今後、検討します。

⑤: 緑の推進員の活動支援

これまでの緑の推進員の活動体制の維持を目指し、緑の推進員同士の交流を深めるとともに、連携した活動を進めるための活動支援を行うものとします。

第5章 計画の推進に向けて

計画の推進にあたっては、市、市民、活動団体、企業などがそれぞれできることを行っていくことが必要です。

市民ワークショップの中でも、緑の基本計画のPDCAにも携わりたいとの声もあったことから、緑化の推進役という役割だけでなく、市民が進行管理へ参画できる推進体制を検討・構築します。



推進体制イメージ

